工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
京浜河川事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事
工事地名	京浜河川事務所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 3月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月
２）	事務所名	京浜河川事務所　防災情報課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2025607404	１４）	単価適用年月	2026年 4月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 4月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	河川維持工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量	１式	１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	243日間　自　令和 8年 4月30日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 8年12月28日	２０）	現場管理費対象額	
		（　0回変更）　至　　年　月　日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	0
１０）	地　　区	横浜地区	２３）	公 告 日	令和 8年 3月17日
１１）	河川・路線	多摩川	２４）	入 札 締 切 日	年　月　日

３．予算科目

1）　予算科目：	2）　目：	3）　目の細分：	4）　事業名：
河川整備事業費	河川維持修繕費	船舶及機械器具費	多摩川
河川整備事業費	河川維持修繕費	船舶及機械器具費	鶴見川
河川整備事業費	河川維持修繕費	船舶及機械器具費	相模川
総合流域防災事業費	総合流域防災対策事業費	工事費	

設計内訳書

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　（当　初）	事業区分	電気通信設備
		工事区分	電子応用設備(機器単体)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電子応用設備(機器単体)		式	1		54,387,000			
CCTV設備		式	1		35,000,000			
CCTV装置		式	1		35,000,000			
CCTVｶﾒﾗ装置 機側装置なし ポール取付	HD簡易型IPカメラ装置 機器製作及び据付・ 調整を行う	台	20	1,750,000	35,000,000			単-1号
高度情報化設備		式	1		19,387,000			
情報伝送設備		式	1		19,387,000			
L2SW（耐環境型）		台	15	573,000	8,595,000			単-2号
1000BASE-Xｲﾝﾀﾌｪｰｽ(SFP)		個	38	284,000	10,792,000			単-3号
機器単体費		式	1		54,387,000			
電子応用設備		式	1		10,329,461			
高度情報化設備工		式	1		1,065,650			
情報伝送設備設置工		式	1		901,290			

設計内訳書

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　（当　初）	事業区分	電気通信設備
		工事区分	電子応用設備(機器単体)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
L2SW設置		台	15	51,800	777,000			単-4号
ENC設定変更		台	15	8,286	124,290			単-5号
情報伝送装置撤去工		式	1		164,360			
RPR装置撤去		台	14	11,740	164,360			単-6号
有線通信設備工		式	1		1,542,291			
光ｹｰﾌﾞﾙ敷設工		式	1		1,488,880			
光ｹｰﾌﾞﾙ接続		箇所	15	69,750	1,046,250			単-7号
光ｹｰﾌﾞﾙ試験　伝送損失		方路	2	19,340	38,680			単-8号
光ｹｰﾌﾞﾙ試験		対向	15	26,930	403,950			単-9号
光ケーブル敷設工（屋内施工）		式	1		53,411			
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（4C）（材料費） 屋内用	SC-SC SM 両端子 4C(PC研磨) 15m	本	1	13,400	13,400			単-10号
光屋内配線		m	15	514.1	7,711			単-11号

設計内訳書

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　（当　初）	事業区分	電気通信設備
		工事区分	電子応用設備(機器単体)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（材料費）	SC-SC SM 両端子 2C(PC研磨) 2m	本	2	12,200	24,400			単-12号
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（材料費）	SC=LC SM 両端子 2C(PC研磨) 2m	本	2	3,950	7,900			単-13号
CCTV設備工		式	1		2,488,200			
CCTV装置設置工		式	1		2,072,000			
CCTVｶﾒﾗ装置設置		台	20	103,600	2,072,000			単-14号
CCTV装置撤去工		式	1		416,200			
CCTVｶﾒﾗ装置撤去		台	20	20,810	416,200			単-15号
ｼｽﾃﾑ・ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ		式	1		4,653,000			
ｼｽﾃﾑ・ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ		式	1		4,653,000			
ｼｽﾃﾑ・ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ		式	1		4,653,000			内-1号
工場製品輸送工		式	1		27,000			
輸送工		式	1		27,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　（当　初）	事業区分	電気通信設備
		工事区分	電子応用設備(機器単体)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送(電気)	輸送費（電気）	式	1		27,000			内-2号
仮設工		式	1		553,320			
交通管理工		式	1		553,320			
交通誘導警備員		人日	29	19,080	553,320			単-16号
直接工事費		式	1		10,329,461			
共通仮設費		式	1		1,305,564			
共通仮設費		式	1		300,564			
技術管理費		式	1		22,564			
電気通信施設DBﾃﾞｰﾀ作成費		式	1		22,564			内-3号
現場環境改善費（率計上）		式	1		278,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,005,000			
純工事費		式	1		11,635,025			

設計内訳書

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　（当　初）	事業区分	電気通信設備
		工事区分	電子応用設備(機器単体)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		4,716,000			
機器間接費		式	1		14,571,000			
技術者間接費		式	1		9,339,000			
機器管理費		式	1		5,232,000			
工事原価		式	1		30,922,025			
一般管理費等		式	1		6,490,975			
工事価格		式	1		91,800,000			
消費税相当額		式	1		9,180,000			
工事費計		式	1		100,980,000			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ･ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム・インテグレーション	各種 112.62人/各種 0人/各種	各種	1	4,653,000	4,653,000			
合　計					4,653,000			

一式当たり内訳書

輸送(電気)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費（電気）	27000円/台	台	1	27,000	27,000			
合　計					27,000			

一式当たり内訳書

電気通信施設DBﾃﾞｰﾀ作成費

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
データ作成費（１０台まで）		台	10	1,387	13,870			
データ作成費（１０台超）		台	63	138	8,694			
合　計					22,564			

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－1号	CCTVｶﾒﾗ装置 機側装置なし ポール取付	HD簡易型IPカメラ装置 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	1,750,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（台）	1750000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	1,750,000	1,750,000	
計					1,750,000	
単価					1,750,000	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－2号	L2SW（耐環境型）		単位	台	数量	1	単価	573,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（台）	573000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	573,000	573,000	
計					573,000	
単価					573,000	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－3号	1000BASE-Xｲﾝﾀﾌｪｰｽ(SFP)		単位	個	数量	1	単価	284,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（個） 短距離	284000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	284,000	284,000	
計					284,000	
単価					284,000	円／個

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－4号	L2SW設置		単位	台	数量	1	単価	51,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＩＰネットワーク装置据付	ＬＡＮスイッチ（Ｌ２ＳＷ・Ｌ３ＳＷ）ボックス型 新設 補正なし	台	1	23,480	23,480	
ＩＰネットワーク装置調整	ＬＡＮスイッチ（Ｌ２ＳＷ・Ｌ３ＳＷ）ボックス型 補正なし	台	1	28,320	28,320	
計					51,800	
単価					51,800	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－5号	ENC設定変更		単位	台	数量	1	単価	8,286

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＩＰネットワーク装置調整	ＩＰエンコーダ・デコーダ 補正なし	台	1	8,286	8,286	
計					8,286	
単価					8,286	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－6号	RPR装置撤去		単位	台	数量	1	単価	11,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＩＰネットワーク装置据付	ＬＡＮスイッチ（Ｌ２ＳＷ・Ｌ３ＳＷ）ボックス型 撤去(不使用) 補正なし	台	1	11,740	11,740	
計					11,740	
単価					11,740	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－7号	光ｹｰﾌﾞﾙ接続		単位	箇所	数量	1	単価	69,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル直線接続	5ﾃｰﾌﾟ(心)以下 1本/箇所	箇所	1	69,750	69,750	
計					69,750	
単価					69,750	円／箇所

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－8号	光ｹｰﾌﾞﾙ試験　伝送損失		単位	方路	数量	1	単価	19,340

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル伝送損失試験	20心以下	方向	1	19,340	19,340	
計					19,340	
単価					19,340	円／方路

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－9号	光ｹｰﾌﾞﾙ試験		単位	対向	数量	1	単価	26,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験	20心以下	対向	1	26,930	26,930	
計					26,930	
単価					26,930	円／対向

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－10号	光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（4C）（材料費） 屋内用	SC-SC SM 両端子 4C(PC研磨) 15m	単位	本	数量	1	単価	13,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費		本	1	13,400	13,400	
計					13,400	
単価					13,400	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－11号	光屋内配線		単位	m	数量	1	単価	514.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル配線（ころがし配線）	仕上外径 24mm以下 新設 サドル留めなし	m	1	514.1	514.1	
計					514.1	
単価					514.1	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－12号	光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（材料費）	SC-SC SM 両端子 2C(PC研磨) 2m	単位	本	数量	1	単価	12,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ	SC=SC SM両端子 2C(PC研磨) 2m	本	1	12,200	12,200	
計					12,200	
単価					12,200	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－13号	光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（材料費）	SC=LC SM 両端子 2C(PC研磨) 2m	単位	本	数量	1	単価	3,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ	SC=LC SM両端子 2C(PC研磨) 2m	本	1	3,950	3,950	
計					3,950	
単価					3,950	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－14号	CCTVｶﾒﾗ装置設置		単位	台	数量	1	単価	103,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＣＣＴＶ装置据付	ｶﾒﾗ装置 IP 新設 補正なし	台	1	41,620	41,620	
ＣＣＴＶ装置調整	ｶﾒﾗ装置 IP 補正なし	台	1	41,310	41,310	
ＣＣＴＶ装置調整	ｶﾒﾗ装置用機側装置 補正なし	台	1	20,660	20,660	
計					103,590	
単価					103,600	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－15号	CCTVｶﾒﾗ装置撤去		単位	台	数量	1	単価	20,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＣＣＴＶ装置据付	ｶﾒﾗ装置 IP 撤去(不使用) 補正なし	台	1	20,810	20,810	
計					20,810	
単価					20,810	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単－16号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	機器単体費（台）	1750000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	1,750,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費		台	1	1,750,000	1,750,000	
計					1,750,000	
単価					1,750,000	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	機器単体費（台）	573000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	573,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費		台	1	573,000	573,000	
計					573,000	
単価					573,000	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	機器単体費（個） 短距離	284000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	284,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費		個	1	284,000	284,000	
計					284,000	
単価					284,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＩＰネットワーク装置据付	ＬＡＮスイッチ（Ｌ２ＳＷ・Ｌ３ＳＷ）ボックス型 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	23,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.34	41,310	14,045	
電気通信技術員		人	0.34	27,744	9,432	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					23,480	
単価					23,480	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＩＰネットワーク装置調整	ＬＡＮスイッチ（Ｌ２ＳＷ・Ｌ３ＳＷ）ボックス型 補正なし	単位	台	数量	1	単価	28,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.41	41,310	16,937	
電気通信技術員		人	0.41	27,744	11,375	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					28,320	
単価					28,320	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＩＰネットワーク装置調整	ＩＰエンコーダ・デコーダ 補正なし	単位	台	数量	1	単価	8,286

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.12	41,310	4,957	
電気通信技術員		人	0.12	27,744	3,329	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,286	
単価					8,286	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＩＰネットワーク装置据付	ＬＡＮスイッチ（Ｌ２ＳＷ・Ｌ３ＳＷ）ボックス型 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	11,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.17	41,310	7,022	
電気通信技術員		人	0.17	27,744	4,716	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					11,740	
単価					11,740	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル直線接続	5ﾃｰﾌﾟ（心）以下 1本/箇所	単位	箇所	数量	1	単価	69,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	1.01	41,310	41,723	
電気通信技術員		人	1.01	27,744	28,021	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					69,750	
単価					69,750	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル伝送損失試験	20心以下	単位	方向	数量	1	単価	19,340

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.28	41,310	11,566	
電気通信技術員		人	0.28	27,744	7,768	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,340	
単価					19,340	円／方向

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル接続損失試験	20心以下	単位	対向	数量	1	単価	26,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.39	41,310	16,110	
電気通信技術員		人	0.39	27,744	10,820	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					26,930	
単価					26,930	円／対向

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル配線（ころがし配線）	仕上外径 24㎜以下 新設 サドル留めなし	単位	m	数量	100	単価	514.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	1.6	32,130	51,408	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					51,410	
単価					514.1	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＣＣＴＶ装置据付	ｶﾒﾗ装置 IP 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	41,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術員		人	1.5	27,744	41,616	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					41,620	
単価					41,620	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＣＣＴＶ装置調整	ｶﾒﾗ装置 IP 補正なし	単位	台	数量	1	単価	41,310

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	1	41,310	41,310	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					41,310	
単価					41,310	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＣＣＴＶ装置調整	ｶﾒﾗ装置用機側装置 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.5	41,310	20,655	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					20,660	
単価					20,660	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	ＣＣＴＶ装置据付	ｶﾒﾗ装置 IP 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術員		人	0.75	27,744	20,808	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					20,810	
単価					20,810	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	システム・インテグレーション	各種 112.62人/各種 0人/各種	単位	各種	数量	1	単価	4,653,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＳＩ電気通信技術者		人	112.62	41,310	4,652,332	
ＳＩ電気通信技術員		人	0	27,744	0	
諸雑費（まるめ）		式	1		668	
計					4,653,000	
単価					4,653,000	円／各種

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	輸送費（電気）	27000円/台	単位	台	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車運送料金（電気）		台	1	27,000	27,000	
計					27,000	
単価					27,000	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	データ作成費（１０台まで）		単位	台	数量	1	単価	1,387

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術員		人	0.05	27,744	1,387	
計					1,387	
単価					1,387	円／台

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

	データ作成費（１０台超）		単位	台	数量	1	単価	138

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術員		人	0.005	27,744	138	
計					138	
単価					138	円／台

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川維持工事　　合算工事： 0

対象工事費	10,329,461	直接工事費	10,329,461	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	72,700	
管理費区分１	45,700	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２， ７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	27,000	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	10,256,761	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	10,256,761		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	8.01 %		0 %		
施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	9.8 %	（9.61% × 週休1.02）			
計上額	1,005,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	10,256,761	直接工事費	10,329,461
非対象額計（－）	72,700		
管理費区分１	45,700	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	27,000	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	10,256,761	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	2.72 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.72 %				
計上額	278,000	0		0	

比較結果	当該追加工事	A	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	22,564				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	22,564
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	1,305,564

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,635,025	単独（追加工事）直接工事費	10,329,461	単独（追加工事）共通仮設費	1,305,564
非対象額計（－）	27,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	27,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	11,608,025	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	11,608,025		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	35.86 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	40.63 %	（39.45% × 週休1.03）	0 %		
計上額	4,716,000		0		0
			2,140,023	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

（１）技術者間接費

技術者労務費	1,788,270	
電気通信技術者	1,567,710	
電気通信技術員	220,560	
技術者間接費率	80	%
技術者間接費	1,430,616	
SI技術者労務費	4,652,332	
SI電気通信技術者	4,652,332	
SI電気通信技術員	0	
SI技術者間接費率	170	%
SI技術者間接費	7,908,964	
技術者間接費計上額	9,339,000	

（２）機器管理費

機器単体費	54,387,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数１．０】	54,387,000
機器製作のみ行う場合【補正係数０．５】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数０．５】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	54,387,000
機器管理費率（補正前）	9.62 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	9.62 %
機器管理費計上額	5,232,000

機器間接費計上額　14,571,000

一般管理費等（当初）

事務所名	京浜河川事務所　防災情報課			工事番号	2025607404　　第　0　回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

工事原価	30,922,025						
純工事費	11,635,025	現場管理費	4,716,000	工期延長等に伴う現場維持費		0	
機器間接費	14,571,000	工場製作原価	0				
非対象額計（－）	27,000						
管理費区分９	27,000	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	30,895,025	現工事	0		合算工事	0	
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	30,895,025	現工事	0		合算工事	0	
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	30,895,025						
契約保証に係る補正値	0.04　%						
一般管理費率							
単独（追加工事）	21　%	現工事	0　%		合算工事	0　%	

一般管理費	6,490,975	
業務委託料等	0	
調査基準価格	91,300,000	
調査基準価格の100/110	83,000,000	（ 90.41　%）

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所　防災情報課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
電子応用設備(機器単体)		式		1		
CCTV設備		式		1		
CCTV装置		式		1		
CCTVｶﾒﾗ装置 機側装置なし ポール取付	HD簡易型IPカメラ装置 機器製作及び据付・調整を行う	台		20		
高度情報化設備		式		1		
情報伝送設備		式		1		
L2SW（耐環境型）		台		15		
1000BASE-Xｲﾝﾀﾌｪｰｽ(SFP)		個		38		
機器単体費		式		1		
電子応用設備		式		1		
高度情報化設備工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
情報伝送設備設置工		式		1		
L2SW設置		台		15		
ENC設定変更		台		15		
情報伝送装置撤去工		式		1		
RPR装置撤去		台		14		
有線通信設備工		式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ敷設工		式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ接続		箇所		15		
光ｹｰﾌﾞﾙ試験　伝送損失		方路		2		
光ｹｰﾌﾞﾙ試験		対向		15		
光ケーブル敷設工（屋内施工）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（4C）（材料費） 屋内用	SC-SC SM 両端子 4C(PC研磨) 15m	本		1		
光屋内配線		m		15		
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（材料費）	SC-SC SM 両端子 2C(PC研磨) 2m	本		2		
光ｺﾈｸﾀ付ｺｰﾄﾞ（材料費）	SC=LC SM 両端子 2C(PC研磨) 2m	本		2		
CCTV設備工		式		1		
CCTV装置設置工		式		1		
CCTVｶﾒﾗ装置設置		台		20		
CCTV装置撤去工		式		1		
CCTVｶﾒﾗ装置撤去		台		20		
ｼｽﾃﾑ・ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ		式		1		
ｼｽﾃﾑ・ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｼｽﾃﾑ･ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ		式		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)	輸送費（電気）	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		人日		29		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
電気通信施設DBﾃﾞｰﾀ作成費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

（電気通信設備工事）

Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

（1）機器単体費	54,387,000		
（2）直接工事費	10,329,461		
（3）共通仮設費	1,305,564		
（4）純工事費 （2）＋（3）	11,635,025		
（5）現場管理費	4,716,000		
（6）工期延長等に伴う現場維持等の費用	0		
（7）機器間接費	14,571,000		
（8）工事原価 （4）＋（5）＋（6）＋（7）＋(18)	30,922,025	(18)工場製作原価	0
(9')一般管理費等（計上額）	6,490,975	((9)一般管理費等（計算額）	6,500,313 ）
(10') その他費目計	0		
(11) 業務委託料等	0		
(12) 工事価格 （1）＋（8）＋(9')＋(10')＋(11)（万円未満切り捨て）	91,800,000		

(13)消費税相当額	9,180,000
(14)請負工事費 (12)+(13)	100,980,000
(15)入札書比較価格 （請負工事費の100/110）	91,800,000
(16)調査基準価格	91,300,000
(17)調査基準価格の100/110	83,000,000

（工事契約：万円未満切り捨て　製造製作契約：円未満切り捨て）

Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事

特記仕様書

令和８年３月

国土交通省　関東地方整備局
京浜河川事務所

第１章　総　則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和７年４月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、そ

の事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可)）
3）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）
4．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　現場代理人
現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 22 年９月６日付け国地契第 20 号）による。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７条　設計製作体制・障害時の支援体制等
本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。
1．　障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－２）
2．　障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－３）

第８条　工事場所
本工事の工事場所は以下のとおりとする。
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－１８－１　京浜河川事務所管内

第９条　コリンズ（CORINS）への登録
1．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第１０条　コリンズ(CORINS)への位置情報の入力
共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－１８－１
緯度　北緯 35°　30’　49”
経度　東経 139°　40’　42”

第１１条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力
共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。
記載例）
本工事は、京浜河川事務所管内に設置しているＣＣＴＶ設備、ネットワーク設備のうち、老朽化した設備の更新を行う工事である。
主な工種はＣＣＴＶ設備・高度情報化設備・ＣＣＴＶ設備工・高度情報化設備工・光ケーブル敷設工であり、以下の数量を予定している。
ＣＣＴＶ設備
ＣＣＴＶカメラ装置　　２０台

高度情報化設備
　Ｌ２ＳＷ　　１５台
ＣＣＴＶ設備工
　ＣＣＴＶカメラ装置設置　　２０台
情報伝送設備工
　Ｌ２ＳＷ設置　　１５台
　ＲＰＲ装置撤去　　１４台
光ケーブル敷設工
　光ケーブル接続　　１５箇所

第１２条　施行体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１３条　調査・試験に対する協力（低入札調査価格制度調査対象工事について）

１．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)　工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は京浜河川事務所のホームページにより公表する。

(4)　低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり（別紙様式－０）

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
　また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。
「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。
ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１９条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２０条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２１条　設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２２条　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

１．本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２．第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和７年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和６年３月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和６年３月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２５条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア　（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<https://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は

URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２６条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

（１）　洋式（洋風）便器
（２）　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
（３）　臭い逆流防止機能
（４）　容易に開かない施錠機能
（５）　照明設備
（６）　衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）　サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（１０）　鏡と手洗器
（１１）　便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（１２）　室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
（１３）　擬音装置（機能を含む）
（１４）　着替え台
（１５）　臭気対策機能の多重化
（１６）　室内温度の調整が可能な設備
（１７）　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．　その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第２７条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については監督職員の承諾を得るものとする。

第２８条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日
受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正
現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※
※ 真夏日補正係数：1.2

第２９条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要
関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。
・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証
・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い
認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３０条　交通誘導警備員の資格
交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）又は、経験１年以上の者を配置すること。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３１条　架空線等上空施設の事故防止対策
架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」

等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。
（https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第３２条　環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）
受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。
受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３３条　環境対策（建設機械の使用）
受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３４条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用
１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第３５条　交通安全管理
受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
１．積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３６条　工期
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－２により、工事の始期及び終期を通知すること。
余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
全体工期：契約締結日の翌日から令和８年１２月２８日まで

第３７条　工程表
受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。
なお、出水期期間（６月１日から１０月３１日）には既設運用設備の停止を伴う現地作業を行わないこととする。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第３８条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３９条　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
　受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。
２．週休２日の考え方は下記のとおりである。
　１）週休２日
　　①完全週休２日（土日）
　　対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
　　受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
　　②月単位の週休２日
　　対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
　　なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
　２）対象期間
　　工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
　３）現場閉所
　　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

4．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8.明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第４０条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、各地区最寄りの観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４１条　セキュリティに関する事項

1．機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2．ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3．損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第４２条　作業区分

1．本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施　行　区　分	標準作業時間
昼間作業	すべての工事	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第４３条　新技術の活用（新技術の定義）

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　https://www.netis.mlit.go.jp

2）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第４４条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第４３条　新技術の活用（新技術の定義）３．対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第４３条　新技術の活用（新技術の定義）３．対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５.受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第４５条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-３を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和７年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４６条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容
(1) 技術検査、工事検査での実施
受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。
(2) 機器の準備
遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。
(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。
(4) 効果の検証
遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
(5) 費用
遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。
(6) 不正行為
遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４７条　契約後ＶＥ方式
１．「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
２．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
３．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。
(1)施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
(2)契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
(3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
４．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－４～７)に記載し、発注者に提出しなければならない。
(1)設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
(2)ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
(3)ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
(4)発注者が別途発注する関連工事との関係
(5)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
(6)その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項
５．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
６．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
７．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。
８．提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
９．ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－８)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
１０．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
１１．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
１２．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。
１３．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費につい

ては、原則として変更しないものとする。
１４．評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
１５．発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第４８条　生産性向上チャレンジ工事
１．試行の実施
本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
２．試行の内容
工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。
本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第４３条　新技術活用（新技術の定義）」において採用した取組については本試行の対象外とする。
３．工事成績評定
施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。
４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第４９条　総価契約単価合意方式
１．本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
２．共通仕様書第３編３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
３．発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第５０条　世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保
本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第５１条　施工体制調査員
本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。
また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。
なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第５２条　施行体制の点検
１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」

し、点検する。
7．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第５３条　工事完成図書等の納品
1．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品としてで納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。
2．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4．現地設備に備え付ける工事目的物の保守に必要な書類（設備図書）として、以下の書類を紙の成果品として京浜河川事務所及び新横浜出張所に各１部納品すること。
①設備図書（機器製作図書、取扱説明書、試験成績書、施工図等をとりまとめたもの）

第５４条　検査書類限定型工事
1．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2．検査書類限定型工事とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。
・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3．　実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第５５条　ウイルス対策
受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。
また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第５６条　基本的事項
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第５７条　秘密の保持
　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第５８条　取得の制限
　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第５９条　利用及び提供の制限
　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第６０条　複写等の禁止
　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第６１条　再委託の禁止
　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 条）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第６２条　事案発生時における報告
　受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第６３条　資料等の返却等
１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－４）を発注者に提出しなければならない。
２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第６４条　管理の確認等
　発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第６５条　管理体制の整備
　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第６６条　従事者への周知
　受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　機器及び材料

第６７条　材料の見本又は資料、試験及び検査
工事材料において必要な見本又は資料の提出及び検査は、下表のとおりとする。

材料名	提出	検査		摘要
		品質	数量	
光ケーブル類（光コード含む）	○	※	○	※品質証明書類提出
ケーブル類	－		○	

第６８条　材料仕様
本工事で使用する材料について、以下の部材の仕様については別紙－６に記載している。
・光コネクタ付コード（4C）
・光コネクタ付コード　SC コネクタ両端
・光コネクタ付コード　SC-LC コネクタ

第６９条　ＪＩＳ製品記号
設計図書中のＪＩＳ製品記号は、ＪＩＳの国債単位系（ＳＩ）移行（以下、「新ＪＩＳ」という。）に伴い、すべて新ＪＩＳの製品記号としているが、旧ＪＩＳに対応した材料を使用する場合は、旧ＪＩＳ製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第７０条　機器仕様
本工事で使用する機器の仕様については、別冊「Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事　機器仕様書」によるものとする。

第４章　一般施工

第７１条　一般施工
１．各種配線、端子盤等についても行き先別に整然と整理し、将来の改造等の施工が容易となるよう考慮するものとする。なお、光コードの曲げ半径には十分に注意すること。
２．機器の据付及び配線完了後、機器の単体調整及び総合調整を行い、機器仕様書に記述された機能の確認を行うものとする。
３．各種機器の据付調整にあたり、不明な点等は監督職員と協議するものとする。
４．本工事で使用する機器の据付については、共通仕様書に基づき万全な耐震対策を施すものとする。
５．本特記仕様書に明記なき事項であっても機能上、当然必要と認められる事項については、受注者により充足するものとする。

第７２条　光ケーブル敷設工
１．伝送損失の規格値
電気通信設備工事共通仕様書　3-4-8-6 光ケーブル接続　3.光ケーブルの測定及び試験 (1)光ケーブル敷設後の測定及び試験項目　2)伝送損失の測定に記載の「所定の規格値」は、光ファイバケーブル施工要領・同解説　7-2-2 接続損失及び伝送損失の確認「2.伝送損失の規格値の算出」による。
２．芯線融着対象箇所
芯線融着箇所については別紙－７「芯線融着対象ハンドホール」のとおりとする。
３．芯線接続情報
芯線接続に関する情報については受注者に対して提示する。なお、芯線融着を実施する

対象のクロージャについては、分岐等融着芯線を確認し芯線接続情報の差異を確認すること。

４．再接続組立部材

クロージャ内芯線接続変更時に再接続組立部材が必要となる場合は、事前に監督職員と協議するものとする。なお、本施工前にクロージャ内の事前調査が必要となった場合も監督職員と協議するものとする。

第７３条　段階確認

受注者は、共通仕様書による下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時
	工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時
ＣＣＴＶ設備工	設置位置（移設位置）	設置位置（移設位置）墨出し時
情報伝送設備工	設置位置（移設位置）	設置位置（移設位置）墨出し時
光ケーブル敷設工	損失測定等試験	試験測定時
総合調整	現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時

第７４条　システム停止

受注者は、本工事により関連システムが停止する場合は、停止する月の１ヶ月前までに監督職員に停止期間、停止設備等について承諾を受けるものとする。

第７５条　撤去品等の処理

１．既設設備の撤去品（機器・配線類等）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。

２．産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

３．撤去品の処分、運搬（共通仮設費（運搬費）に計上している分を除く）費用については当初見込んでいないが、適正な処理方法を選定し監督職員と協議しなければならない。

処分等に要する費用は、都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳等を監督職員へ提出することにより設計変更の対象とする。

第７６条　電気通信施設ＤＢ（ＥＴＡシステム登録用）データの作成）

本工事は、電気通信施設ＤＢデータ作成対象工事である。以下に示す「電気通信施設ＤＢ（ＥＴＡシステム登録用）データ」を作成し、本工事完成時までに電子媒体にて監督職員に１部提出するものとする。

作成に必要となる「電気通信施設ＤＢ（ＥＴＡシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

１．施設情報

２．写真

３．電気通信施設 DB（ETA システム登録用）データ作成の結果報告様式

４．ウイルス対策

電子成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うものとする。

ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用するものとする。

電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第７７条　IP アドレス等構成管理情報等の取扱

１.受注者は、発注者より貸与された IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料について、その必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。

２．本工事によりIPアドレス等の構成管理情報に係る関係資料に追加・修正が必要となった場合は、追加・修正した同情報に係る関係資料を監督職員に提出しなければならない。
３．受注者は、工事完成時までに、本工事により知り得たIPアドレス等の構成管理情報（追加・修正した同情報に係る関係資料を含む）を全て消去するとともに、それを実施した旨を書面により監督職員に提出しなければならない。

第７８条　ネットワーク装置のライセンス設定

本工事において設置するネットワーク装置（Ｌ２ＳＷ等）について、ライセンス紐付け作業が必要となる機器を選定した場合はライセンス設定作業を行うこと。

第５章　その他

第７９条　震災対策

１．地震発生等の大災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第８０条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第８１条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

１．本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
２．受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
３．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
４．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
５．受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
６．なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期の設定（工期通知書による通知） ■ 出水期間中の制限 ■ 工事工程表の開示の試行工事 ■ 週休二日の対応 ■ 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行 ■ 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保	第３６条 第３７条 第３８条 第３９条 第４０条 第５０条
その他	■ 機器仕様 ■ システム停止 ■ ライセンス設定	第７０条 第７４条 第７８条

別紙－2（完成図書用）

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
（工事名：R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事）

会社名：〇〇〇㈱

項　　目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署（自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	設計管理担当部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署（自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	工程管理担当部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署（自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	検査・試験担当部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 （自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名　　称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000

※　主たる設備について記載すること。（主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格（4）の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う）

※　各体制については自社の担当部署及びその所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。

※　製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※　委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－3（完成図書用）

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
（工事名：R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事）

会社名：○○○㈱

項　　目		記載する内容
障害時の支援体制	障害時の支援担当部署（自社）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
	障害時の支援担当部署（委託先）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の供給体制	保守部品の供給担当部署（自社）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署（委託先）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所（自社）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所（委託先）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
技術的内容の問い合わせ対応体制	技術的内容の問い合わせ担当部署（自社）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000
	技術的内容の問い合わせ担当部署（委託先）	住　　所：○○県○○市○○町 名　　称：○○○○○○ 電話番号：00-0000-0000

※　各体制は自社の担当部署及び所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。
※　各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
※　委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－４

証明書

工事（業務）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受注業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙－５

概略工事工程表
工事名：R7京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事

工　種	単位	数量	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	令和9年 １月	２月	備　考
準備・調査	式	1												準備・調査　30日間
機器製作(CCTV)	式	1												120日間
機器製作(CCTV以外)	式	1												90日間
光ケーブル敷設工	式	1												6月1日～10月31日までは通信断を伴わない施工とする
L2-SW更新工	式	1												40日間
CCTV更新工	式	1												45日間
後片付け	式	1												20日間
制約条件 夏季休暇・年末年始														8月上旬～8月中旬 12月下旬～1月上旬
制約条件														
制約条件														

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
　本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
　なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

別紙－６

材料仕様

1.光コネクタ付コード（4C）

芯線数	4芯
コネクタ	SCコネクタ（両端）
長さ	全長15m
その他	屋内用

２.光コネクタ付コード

芯線数	2芯
コネクタ	SCコネクタ（両端）
長さ	全長2m
その他	屋内用

３.光コネクタ付コード

芯線数	2芯
コネクタ	SC-LCコネクタ
長さ	全長2m
その他	屋内用

芯線融着対象ハンドホール

河川等		ハンドホール名	融着テープ数	分岐数	備考
多摩川	右岸	TAR 25.19HH	5以下	1	
多摩川	右岸	TAR 25.77HH	5以下	1	
多摩川	右岸	TAR 27.92HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 15.64HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 17.28HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 17.8HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 18.1HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 19.34HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 20.77HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 21.77HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 22.28HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 24.50HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 26.62HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAL 38.2HH	5以下	1	
多摩川	左岸	TAR 16.62HH	5以下	1	

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積 算 内 訳 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t-0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は( )なしで記入する。 ・自社労務者は( )内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種	職種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※官単価(最終)	備考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。
工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
十工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工事名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　　注）消費税抜きで記入してください　　金額単位：千円

費　目	元請+元請外注	元　請	元請外注合計	1 ○○建設 道路土工	2 □□建設 排水構造物工	3 ○○防災 法面工	4 ○○運輸 道路土工	5 ○○興業 交通誘導	6 ○○地質 地質調査・試験	7 ○○森林 伐採工
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	138
(3) 機械機具等損料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	20
(4) 営与機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0
A 器機材	250	70	180	80	60	40	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	60	40	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 鉄鋼板類	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み取り卸し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等 による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0
② 自走 による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0
安全留意度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択		2 通常の安全対策								
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用（種別口の保安要員等の費用を含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の損料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防災安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省（運輸）発注工事における再圧装置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0
C 鉄道空港安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 美装化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 航路安全標識・警戒船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム発破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
D 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	0	12	0	0	12	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美装化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美装化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	4,428	-803	639	2,798	1,080	111	320	283
イ 労務管理費	628	183	346	20	161	151	0	2	0	11
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,917	3,450	1,001	960	359	792	33	214	91
ホ 退職金	9	0	9	0	0	0	0	0	4	5
ヘ 保険料	208	0	208	102	0	3	93	0	5	5
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	5
④ 組立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	4	0
⑥ その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	0	1	11
B 雇用保険料	189	43	146	70	22	12	30	7	2	3
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16
E 建退共制度掛金	300	300								
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	48	0	0	11
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌ 通信交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	43	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	23	94
カ 外注一般管理費等	-1,494		-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
③ 外注費(下請価は、外注一般管理費等の自動計算値)		41,750	外注一般の計算値=>	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
④ 一般管理費等　自動計算値＝-1355	-1,355	-1,355								
⑤ 鋼橋等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑧ 消費税相当額（下請価は、下請工事価格の自動計算値）	3,465	3,465	工事価格の計算値=>	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑨ 工事請負金額	72,765	72,765								
⑩ 営繕費のうち、地代に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費（直工）にてイメージアップに要した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 二次下請負者の数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑯延実人員数と作業日数										
(1) 労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(2) (1)のうち通勤労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(3) 技能関係等従事者延人員	393	192	201	70	60	0	48	4	14	5
(4) 技術事務関係社員等従業員延人員	17	0	17	0	0	17	0	0	0	0
(5) 作業日数			222	70	45	16	48	26	14	3
⑰ 現場管理費,その他のうち、事務用品費に要した費用	349	348	1	0	0	0	0	0	1	0
⑱ 現場管理費,その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙様式－1

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　▼不要

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			電子☆	紙◎	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	―	－	○												
		設計図書		9	共通仕様書	―	－	○												
				10	特記仕様書	―	－	○												
				11	発注図面	―	－	○												
				12	現場説明書	―	－	○												
				13	質問回答書	―	－	○												
				14	工事数量総括表	―	－	○												
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
				18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○								
				30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出先への情報提供について」(H10.1.27付建開技調第5号の2)	－		○			○								
	工事書類	1施工計画	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	－		○			○								
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○			○								
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		―		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								・「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び警備業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○								
				38	作業員名簿	「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）	－		○			○								
施工中		3施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
				40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
				42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			電子☆	紙◎	
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○							○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
		契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○							
			完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
			既済部分検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
			修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
			部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
			工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
			支給品 支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式　27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
			現場発生品	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
			その他	72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○							
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	－		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について（H12.9.20付建設省厚契発第30号）	－		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式　34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	－		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	－		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-12-5-3	－	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－２

工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工　事　場　所	○○県○○市○○
契約予定年月	令和　　年　　月　　日
工事の始期	令和　　年　　月　　日
工　　期	工事の始期から （○○○日間） 令和　　年　　月　　日　まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

別紙様式－４

提出日：令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案書

支出負担行為担当官
　　〇〇地方整備局長　殿

受注者
住所
氏名　　印

契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏名 ＴＥＬ ＦＡＸ

ＶＥ提案の概要　　注）記入欄が不足する場合には、様式－〇の２として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。

番号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－５

番号		項目内容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比	
【現状】・・・・略図等	【改善案】・・・・略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－６

番号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【現状】					単位：千円	【改善案】					単位：千円
名称	規格等	単位	数量	単価	金　額	名称	規格等	単位	数量	単価	金　額

別紙様式－７

番号		項目内容	

(1)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(2)ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－８

号
令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、平成　年　月　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番号	項　　目　　内　　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

Ｒ７京浜河川管内ＣＣＴＶ設備他更新工事

機器仕様書

令和８年３月

国土交通省　関東地方整備局
京浜河川事務所

京浜河川事務所管内に設置しているＣＣＴＶ設備更新およびネットワーク設備のうち、老朽化した設備の更新を行う。

１　一般仕様

１－１ 周囲条件

Ｌ２ＳＷについては「周囲温度―２０～＋６０℃、相対湿度１０～９５％ＲＨ（結露なきこと）」、ＣＣＴＶカメラ装置については「周囲温度－１０～＋４０℃、相対湿度１０～９０％ＲＨ（結露なきこと）」とし、各装置において規定する電源電圧±１０％の変動に対し、本仕様書の条件を満足すること。

１－２ 据付条件

Ｌ２ＳＷ（耐環境型）はラックマウント固定を標準とする。
各装置据付に際し、各種配線の曲げ半径を考慮した固定金具を採用すること。

２　機器

２－１　ＣＣＴＶカメラ装置

電気通信設備統一機器仕様「ＣＣＴＶカメラ装置機器仕様書（令和３年３月）国土交通省」に規定するＨＤ簡易型ＩＰカメラ装置（機側装置なし）とする。

２－２　Ｌ２ＳＷ（耐環境型）

【機能仕様】

(1) 基本仕様

①スイッチング容量	20Gbps以上
②パケット処理能力	14.8Mpps（フルワイヤ）以上
③転送方式	ストア＆フォワード方式

(2)スイッチ機能

①VLAN	ポートベースVLANおよびタグVLAN
②スパニングツリー	サポート（STP:IEEE802.ID RSTP:IEEE802.1w）
③障害迂回機能	ファイバ断や装置電源断などの経路障害が発生した場合に、高速自動経路切替機能により高速な通信復旧が可能
④IGMPスヌーピング	サポート（Ver2）
⑤ﾏﾙﾁｷｬｽﾄﾌｨﾙﾀﾘﾝｸﾞ	サポート
⑥優先制御	8レベル（ポートまたはCoSによる設定）

(3)管理機能

①管理プロトコル	SNMP v1/v2c,TRAP
②遠隔制御	telnetによるリモートアクセスが可能 設定変更およびバージョンアップをネットワーク経由で可能
③保守インタフェース	シリアル（RJ45）またはtelnet

(4)運用・保全機能

①アクセス制限	パスワード等により、本体装置へのアクセス制限が可能
②異常出力	ポート状態監視（リンクDown），温度管理（上昇/低下），SFP状態監視（光送受信レベル）によるアラーム接点出力およびTRAP通知が可能
③ポートミラーリング	サポート
④ストームコントロール	ブロードキャスト、マルチキャスト、宛先不明ユニキャストの帯域制限が可能（ループ障害によるネットワークダウン防止、エンコーダにより出力されるパケットのフラッディング防止）
⑤設定変更	運用中に構成定義の変更が可能 専用のコンフィギュレータを使用せずに、構成定義の変更が可能の変更が可能 USBによる外部コンフィグ起動／外部オブジェクトによる更新が可能
⑥停電／復電制御	停電時のシャットダウン処理不要 復電時には、自動的に運用状態へ復旧可能
⑦時刻校正	SNTP

【インタフェース仕様】

(1)LAN 側

①伝送速度	10Mbps　全二重／半二重 100Mbps　全二重／半二重 1000Mbps 全二重
②伝送距離	100m 以内
③伝送仕様	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T IEEE802.3 に準拠
④収容ポート数	8 ポート以上
⑤コネクタ	RJ-45 型モジュラージャック（MDI/MDI-X 自動切替）

(2)WAN 側

①伝送速度	1000Mbps 全二重または 100Mbps 全二重
②伝送距離	1000BASE-X 550m/5km/40km/70km クラス （SFP モジュール仕様による） 100BASE-FX 2km/15km/40km/80km クラス （SFP モジュール仕様による）
③伝送仕様	1000BASE-X IEEE802.3 に準拠 100BASE-FX IEEE802.3u に準拠
④収容ポート数	2 ポート以上
⑤コネクタ	LC コネクタ

【構造・外囲条件】

(1)筐体

①外形寸法	W:210mm D:200mm H:42mm 程度 突起部含まず
②質量	1.3kg 以下（本体のみ）
③構造	ファンレス、通風孔レス

(2)電源

①定格電圧	AC100V
②消費電力	30VA 以下（AC100V 時）

２－３　1000BASE-X インタフェース（SFP）

電気通信設備統一機器仕様「ＩＰ伝送装置機器仕様書（令和６年３月）国土交通省」に規定するギガビットイーサネット短距離インタフェースとする。

３　構成

各施工箇所毎の機器構成は機器別紙－１「施工箇所別数量一覧」のとおりとする。

４　システムインテグレーション

ネットワーク機器設定に必要となるシステムインテグレーションは「土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用（令和７年３月）」のシステム・インテグレーションに準拠する。

数量は機器別紙－２「システムインテグレーション数量表」のとおりとする。これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

施工箇所別数量一覧

河川等		施設名称	住所	設置箇所	対象機器				システム・インテグレーション						ENC設定変更
					CCTV	L2SW	L3SW	SFP	新設	設定変更	ルーティング設計1	VLAN	冗長化	ﾏﾙﾁｷｬｽﾄ	
多摩川	左岸	羽田第二水門	東京都大田区羽田2	屋外	1										
多摩川	左岸	六郷水門	東京都大田区南六郷1-32-27	屋外	1										
多摩川	左岸	玉川排水樋管	東京都世田谷区野毛1-1-2	屋外	1										
多摩川	左岸	野川合流点	東京都世田谷区鎌田1-3	屋外	1										
多摩川	左岸	宿河原堰（左岸）	東京都狛江市猪方4-7-4	屋外	1										
多摩川	右岸	宿河原堰（右岸）	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-5-1	屋外	1										
多摩川	左岸	調布樋管下流	東京都 狛江市 西和泉2-15	屋外	1										
多摩川	右岸	三沢川水門	神奈川県川崎市多摩区布田31-27	屋外	1										
多摩川	左岸	四谷本宿堰	東京都国立市泉2-10-15	屋外	1										
浅川	右岸	高幡橋水位観測所	東京都日野市高幡864-11	屋外	1										
鶴見川	左岸	矢上川合流点	神奈川県川崎市幸区南加瀬5-35-1	屋外	1										
遊水地	－	小机競技場	神奈川県横浜市港北区小机町2238-1	屋外	1										
遊水地	－	新横浜出張所	神奈川県横浜市港北区小机町2081	屋外	1										
遊水地	－	鶴見川遊水地1	神奈川県横浜市港北区小机町3211	屋外	1										
遊水地	－	鶴見川遊水地2	神奈川県横浜市港北区小机町3211	屋外	1										
遊水地	－	鶴見川遊水地3	神奈川県横浜市港北区鳥山町	屋外	1										
遊水地	－	鶴見川遊水地4	神奈川県横浜市港北区鳥山町	屋外	1										
遊水地	－	鶴見川遊水地5	神奈川県横浜市港北区小机町3211	屋外	1										
相模川	左岸	荻園樋管	神奈川県茅ヶ崎市萩園1075	屋外	1										
相模川	左岸	湘南銀河大橋	神奈川県高座郡寒川町田端1590-5	屋外	1										
多摩川	左岸	玉川排水樋管	東京都世田谷区野毛1-1-2	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	二子玉川公園	東京都世田谷区玉川1-16-1	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	玉川水位観測所	東京都世田谷区玉川1-10-11	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	二子橋	東京都世田谷区玉川3-1	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	新二子橋	東京都世田谷区玉川3-28-2	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	二子玉川運動場	東京都世田谷区宇奈根1-1-2	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	右岸	東名高速上流	神奈川県川崎市多摩区堰1-11-6	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	猪方排水樋管上流	東京都狛江市駒井町3-10-16	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	宿河原堰（左岸）	東京都狛江市猪方4-7-4	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	右岸	宿河原堰（右岸）	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-5-1	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	調布樋管下流	東京都 狛江市 西和泉2-15	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	右岸	調布樋管対岸	神奈川県川崎市多摩区中野島6-1-36	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	右岸	三沢川水門	神奈川県川崎市多摩区布田31-27	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	右岸	石原第二水位観測所	神奈川県川崎市多摩区菅6-10-19	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	四谷本宿堰	東京都国立市泉2-10-15	屋外		1		2	1			1	1		1
多摩川	左岸	田園調布出張所	東京都大田区田園調布本町３１－１	屋内			1	2		1	1	1	1	1	
多摩川	右岸	多摩出張所	東京都稲城市大丸3117-1	屋内			1	2		1	1	1	1	1	
多摩川	左岸	多摩川上流出張所	東京都福生市南田園3-64-2	屋内			1	2		1	1	1	1	1	
鶴見川	右岸	新横浜出張所	神奈川県横浜市港北区小机町2081	屋内			1	2		1	1	1	1	1	
設置個所				合計	20	15	4	38	15	4	4	19	19	4	15

屋内：空調設備が完備された施設・観測所内に設置　　屋外：屋外筐体設備、空調設備が完備されていない観測所に設置

システムインテグレーション　集計シート

単位：(台)

作業区分・機能種別 ＼ 対象装置		対象装置数※						機能種別の作業対象数※																					
		新設		更新		設定変更		ルーティング設計1（ネットワーク追加／変更の機器台数）		ルーティング設計2（ドメイン／エリア設計を実施する機器台数）		VLAN		VRP／STP／LAG／冗長化等）		マルチキャスト		QoSの制御		セキュリティの設定ー（フィルタリング）		セキュリティの設定2（アドレス変換）		回線設計		（600台未満）端末設計		（600台以上）端末設計	
			同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※		同一場所、同時作業台数※※
	01 人型L3SW／ルータ（シャーシ型）																												
	02 WDM／RPR／MPE（光／マイクロ）																												
	03 小型L3SW／ルータ（ボックス型）					4		4				4		4		4													
	04 L2SW	15										15		15															
	05 マルチキャストFW／ユニキャストFW																												
ネットワーク伝送装置（SDN方式）	06 OpenFlowスイッチ																												
	07 OpenFlowコントローラ																												
	08 無線IP変換装置																												
無線LAN設備	09 無線LANアクセスポイント（本体）																												
	10 無線LANアクセスポイント（無線LANコントローラ）																												
統合型IP電話交換設備	11 SIPサーバ（呼制御部）																												
	12 SIPサーバ（SIP-SIPゲートウェイ）																												
	13 VoIPゲートウェイ（私設線）																												
	14 VoIPゲートウェイ（公衆網）																												
	15 無線LAN端末																												
	16 PCソフトフォン																												
	17 固定IP電話機タイプ1（単機能モデル）																												
	18 固定IP電話機タイプ2（多機能モデル）																												

※　対象装置数と機能種別の作業対象数は必ずしも一致しない。

※※　同一場所、同時作業の2台目以降については、0.7とする。

位　置　図

【多摩出張所】
- 三沢川水門(多摩川・右岸・25.8k):CCTV更新・ネットワーク設備更新
- 石原第二観測所(多摩川・右岸・27.8k):ネットワーク設備更新
- 高幡橋水位観測所(浅川・右岸・2.2k):CCTV更新
- 調布樋管対岸(多摩川・右岸・25.0k):ネットワーク設備更新
- 調布樋管下流(多摩川・左岸・24.3k):CCTV更新・ネットワーク設備更新
- 宿河原堰(右岸)(多摩川・右岸・22.5k):CCTV更新・ネットワーク設備新設
- 宿河原堰(左岸)(多摩川・左岸・22.3k):CCTV更新・ネットワーク設備更新
- 猪方排水樋管上流(多摩川・左岸・21.8k):ネットワーク設備更新
- 東名高速道路上流(多摩川・左岸・20.6k):ネットワーク設備更新

【多摩川上流出張所】
- 四谷本宿堰(多摩川・左岸・38.2k):CCTV更新・ネットワーク設備更新

【田園調布出張所】
- 二子玉川運動場(多摩川・左岸・19.3k):ネットワーク設備更新
- 野川合流点(多摩川・左岸・18.4k):CCTV更新
- 新二子橋(多摩川・左岸・18.1k):ネットワーク設備更新
- 二子橋(多摩川・左岸・17.8k):ネットワーク設備更新
- 玉川水位観測所(多摩川・左岸・17.7k):ネットワーク設備更新
- 二子玉川公園(多摩川・左岸・17.2k):ネットワーク設備更新
- 玉川排水樋管(多摩川・左岸・15.6k):CCTV更新・ネットワーク設備更新
- 六郷水門(多摩川・左岸・4.0k):CCTV更新
- 羽田第二水門(多摩川・左岸・2.5k):CCTV更新

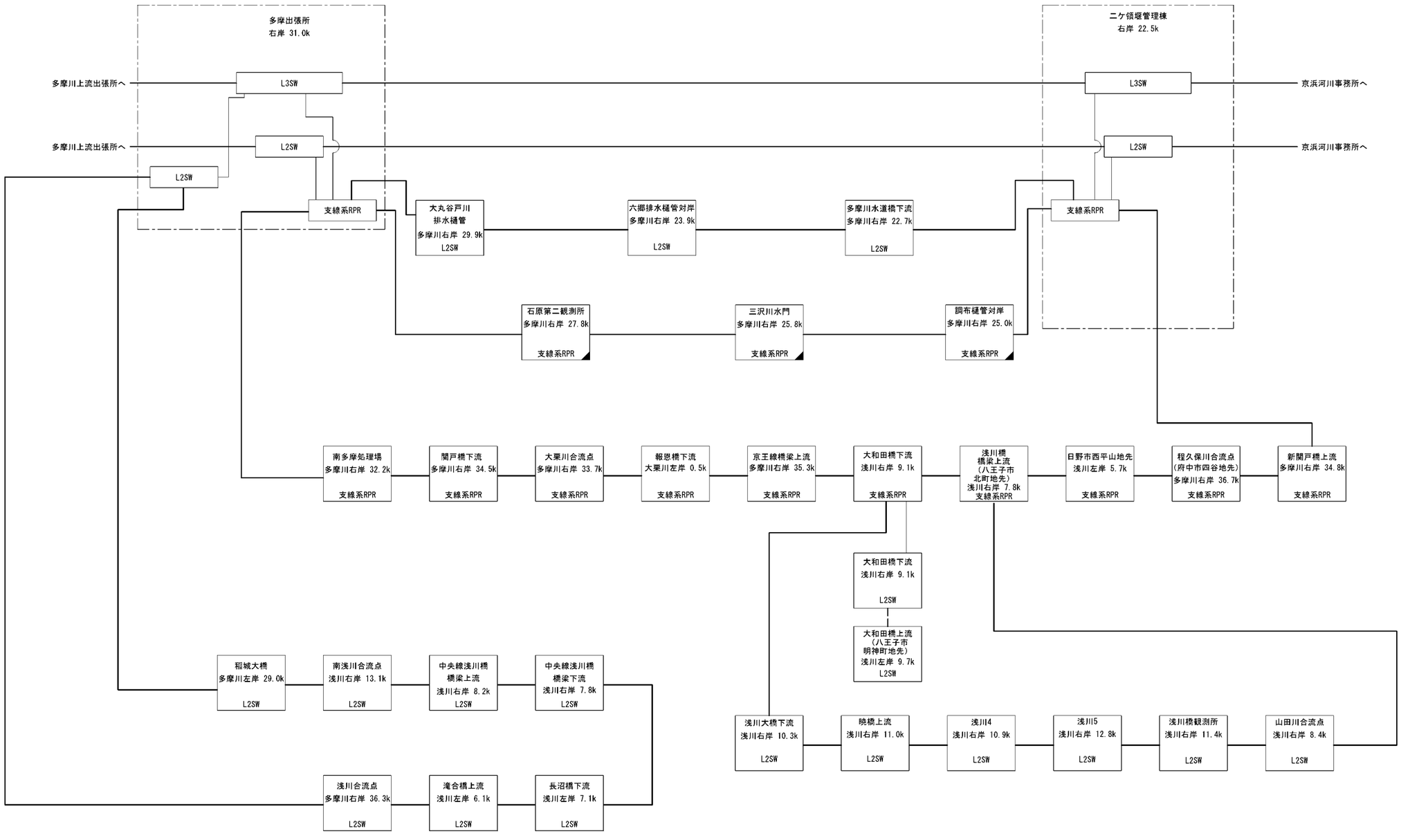
【新横浜出張所】
- 矢上川合流点(鶴見川・左岸・7.1k):CCTV更新
- 小机競技場(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新
- 新横浜出張所(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新
- 鶴見川遊水地1(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新
- 鶴見川遊水地2(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新
- 鶴見川遊水地3(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新
- 鶴見川遊水地4(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新
- 鶴見川遊水地5(鶴見川多目的遊水地):CCTV更新

【相模出張所】
- 湘南銀河大橋(相模川・左岸・4.4k):CCTV更新
- 萩園樋管(相模川・左岸・3.6k):CCTV更新

工事名	R7京浜河川管内CCTV設備更新工事		
図面名	位置図		
作成年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮尺	—	図面番号	1 / 5
会社名			
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所		

システム系統図（多摩出張所～二ケ領堰管理棟）（現状）

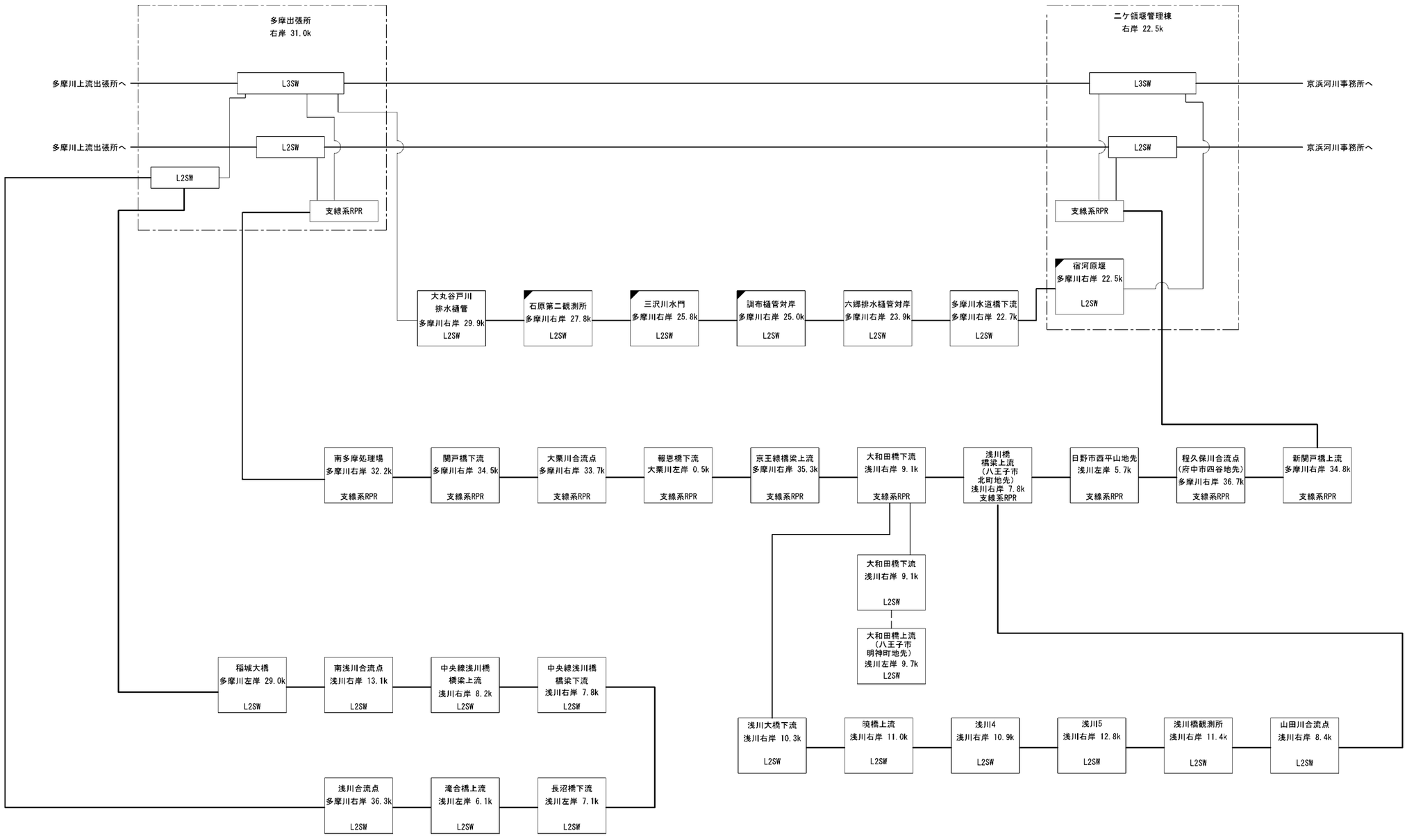
【凡例】
- ：UTPケーブル
- ：光ケーブル
- ：無線伝送
- ：既設機器
- ：撤去機器



工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事
図面名	システム系統図(多摩出張所～二ケ領堰管理棟)(現状)
作成年月日	令和 8 年 3 月 日
縮尺	—
図面番号	2 / 5
会社名	
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

システム系統図(多摩出張所～二ケ領堰管理棟)（更新）

【凡例】
- ：UTPケーブル
- ：光ケーブル
- ：無線伝送
- ：既設機器
- ：新設機器



工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事		
図面名	システム系統図(多摩出張所～二ケ領堰管理棟)(更新)		
作成年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮尺	—	図面番号	3 / 5
会社名			
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所		

システム系統図（多摩川上流出張所～田園調布出張所）（現状）

【凡例】
- ：UTPケーブル
- ：光ケーブル
- ：無線伝送
- ：既設機器
- ：撤去機器

多摩川上流出張所
左岸 50.4k

田園調布出張所
左岸 12.5k

調布橋観測所
多摩川左岸 59.8k
L2SW

多摩出張所へ

L3SW

L2SW

支線系RPR

京浜河川事務所へ

福生市北田園
（永田橋上流）
多摩川左岸 51.8k
支線系RPR

調布樋管下流
多摩川左岸 24.3k
支線系RPR

多摩川水道橋上流
多摩川左岸 23.6k
支線系RPR

小田急線橋梁上流
多摩川左岸 23.1k
支線系RPR

宿河原堰（左岸）
多摩川左岸 22.3k
支線系RPR

猪方排水樋管上流
多摩川左岸 21.8k
支線系RPR

東名高速道路上流
多摩川左岸 20.6k
支線系RPR

二子玉川運動場
多摩川左岸 19.3k
支線系RPR

新二子橋
多摩川左岸 18.1k
支線系RPR

二子橋
多摩川左岸 17.8k
支線系RPR

玉川水位
観測所
多摩川左岸 17.7k
支線系RPR

二子玉川公園
多摩川左岸 17.2k
支線系RPR

玉川排水樋管
多摩川左岸 15.6k
支線系RPR

小作堰下流
多摩川左岸 56.0k
L2SW

小作堰上流
多摩川左岸 56.2k
L2SW

小作堰
多摩川右岸 55.6k
L2SW

京王相模原線下流
多摩川左岸 26.6k
L2SW

丰奈根排水樋管
多摩川左岸 20.3k
L2SW

野川合流点
多摩川左岸 18.4k
L2SW

上沼部排水樋管
多摩川左岸 14.2k
L2SW

北多摩１号処理場
排水樋管
多摩川左岸 29.3k
L2SW

是政橋上流
多摩川左岸 31.7k
L2SW

大栗川合流点下流
多摩川左岸 33.4k
L2SW

北多摩２号処理場
排水樋管
多摩川左岸 36.5k
L2SW

那賀樋管
多摩川左岸 54.0k
L2SW

圏央道
多摩川橋上流
多摩川左岸 57.8k
L2SW

上宿河原堰
多摩川左岸 25.8k
支線系RPR

石原観測所
多摩川左岸 27.6k
支線系RPR

多摩川原橋上流
多摩川左岸 28.2k
支線系RPR

稲城大橋上流
多摩川左岸 29.8k
支線系RPR

大丸用水堰下流
多摩川左岸 32.4k
支線系RPR

大丸用水堰
多摩川左岸 32.8k
支線系RPR

府中市四谷地先
多摩川左岸 37.5k
支線系RPR

四谷本宿堰
多摩川左岸 38.2k
支線系RPR

睦橋上流
多摩川左岸 49.3k
支線系RPR

秋川合流点
多摩川左岸 48.5k
支線系RPR

拝島橋下流
多摩川左岸 46.3k
支線系RPR

日野用水堰下流
（昭島市大神地先）
多摩川左岸 45.2k
支線系RPR

多摩大橋上流
多摩川左岸 44.0k
支線系RPR

多摩大橋下流
多摩川左岸 43.5k
支線系RPR

立日橋上流
多摩川左岸 40.8k
支線系RPR

日野橋観測所
多摩川左岸 39.9k
支線系RPR

中央自動車道上流
（国立市谷保地先）
多摩川左岸 39.0k
支線系RPR

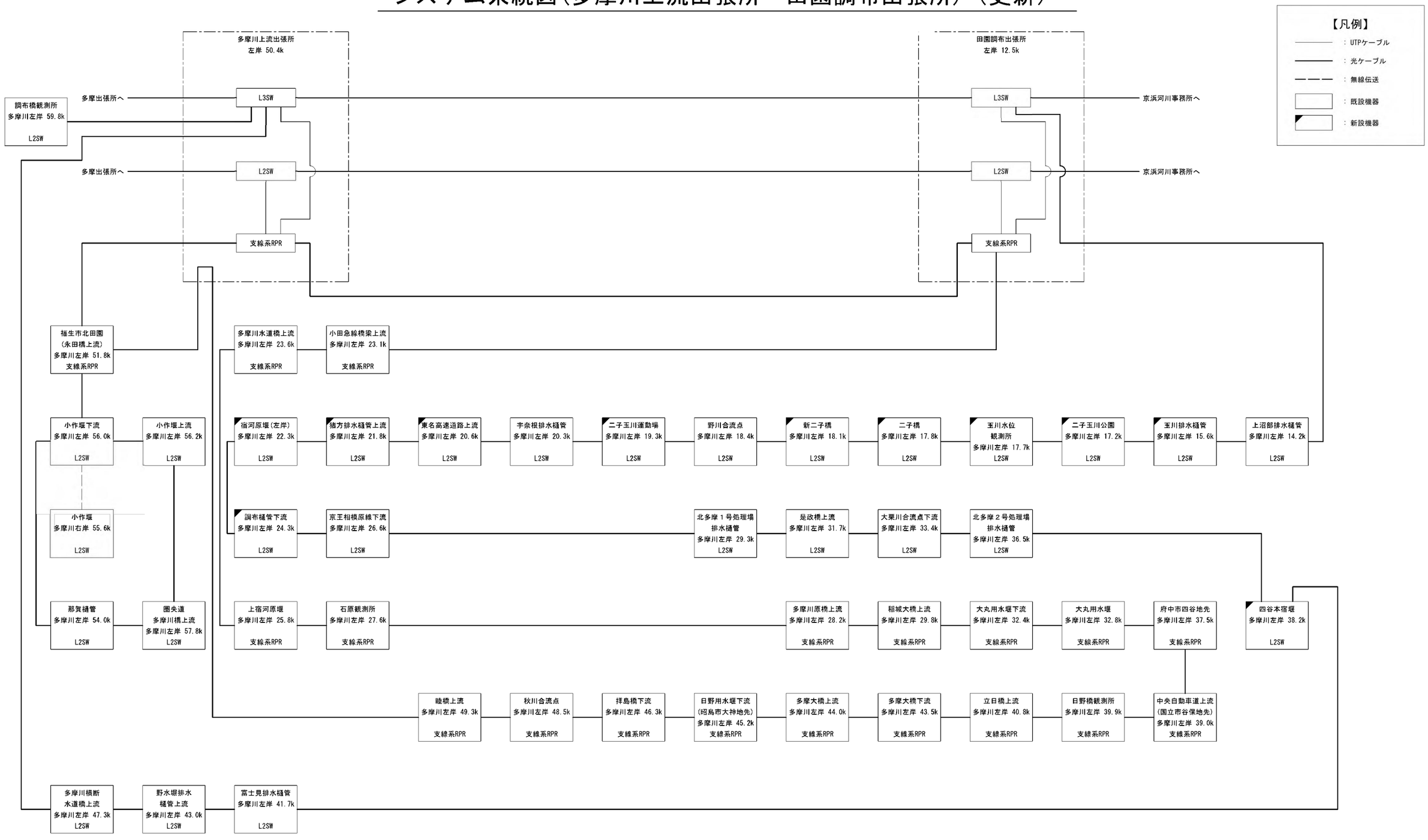
多摩川横断
水道橋上流
多摩川左岸 47.3k
L2SW

野水堀排水
樋管上流
多摩川左岸 43.0k
L2SW

富士見排水樋管
多摩川左岸 41.7k
L2SW

工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事
図面名	システム系統図(多摩川上流出張所～田園調布出張所)(現状)
作成年月日	令和 8 年 3 月 日
縮尺	—
図面番号	4 / 5
会社名	
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

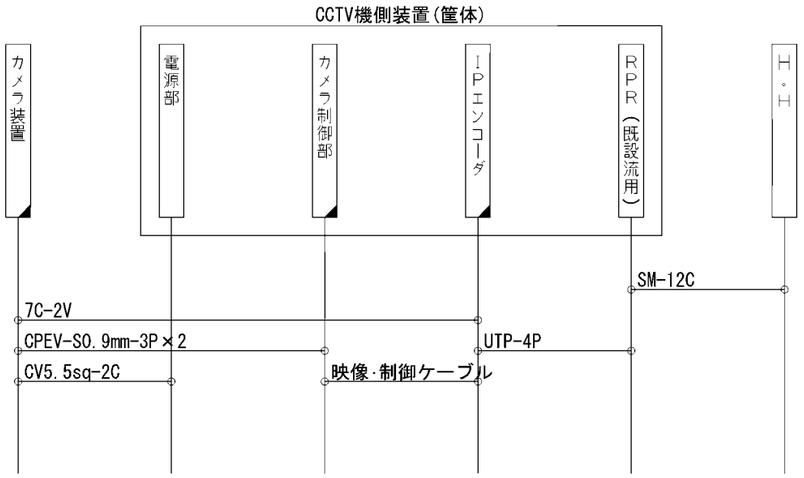
システム系統図（多摩川上流出張所～田園調布出張所）（更新）



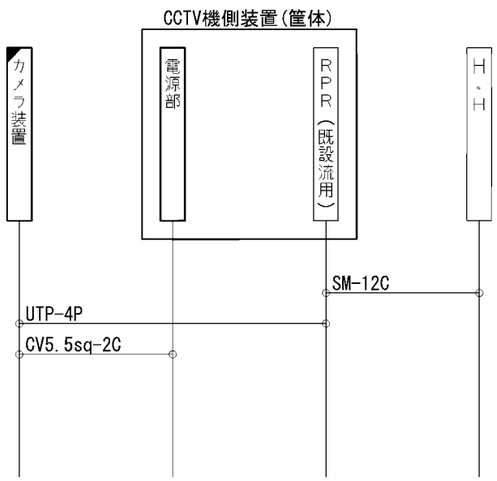
工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事		
図面名	システム系統図(多摩川上流出張所～田園調布出張所)(更新)		
作成年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮尺	—	図面番号	5 / 5
会社名			
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所		

カメラ設備更新参考図(CCTV更新)

既設系統図

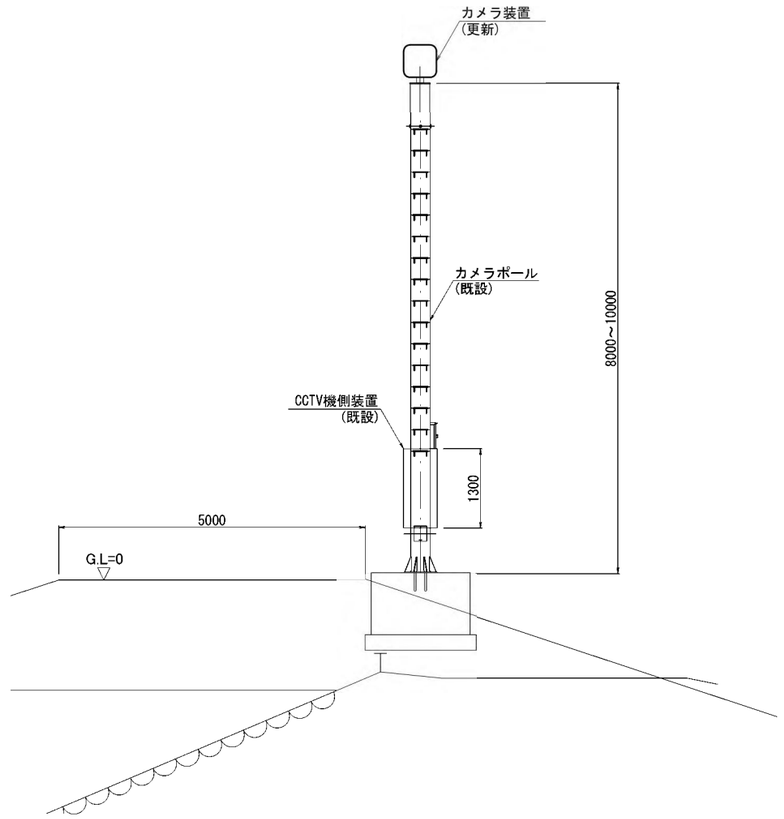


更新系統図



注記：装置間のケーブルは当初では見込んでいないため別途協議とする。

カメラ装置据付姿図 S=1:50



凡　例

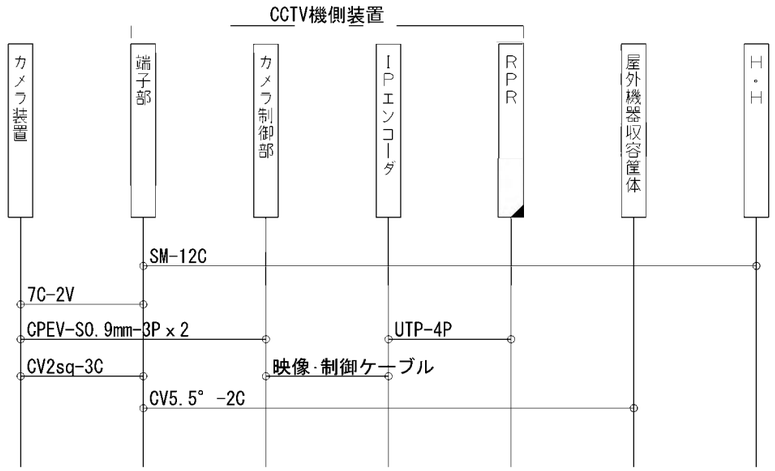
- ：撤去機器
- ：更新機器
- ：既設機器
- ：既設配線

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事		
図面名	カメラ設備更新参考図(CCTV更新)		
作成年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮尺	1/50	図面番号	参考図－1
会社名			
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所		

カメラ設備更新参考図(ネットワーク設備更新)

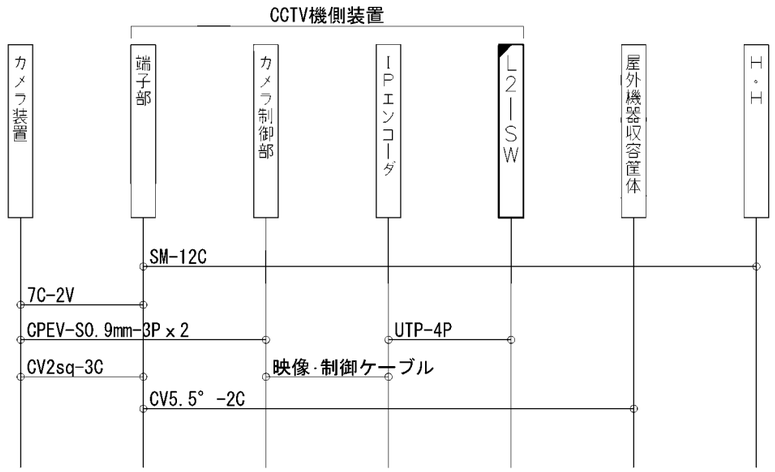
既設系統図
(各種配線は流用予定)



凡　例

- ：撤去機器
- ：更新機器
- ：既設機器
- ：既設配線

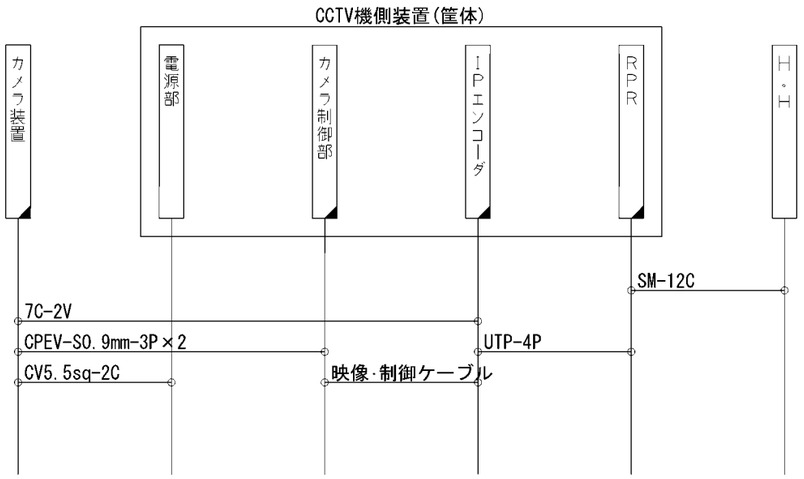
更新系統図



工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事		
図面名	カメラ設備更新参考図(ネットワーク設備更新)		
作成年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮尺	－	図面番号	参考図－2
会社名			
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所		

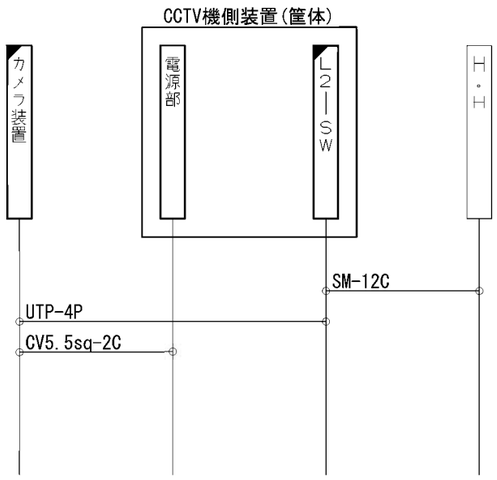
カメラ設備更新参考図(CCTV･ネットワーク設備更新)

既設系統図



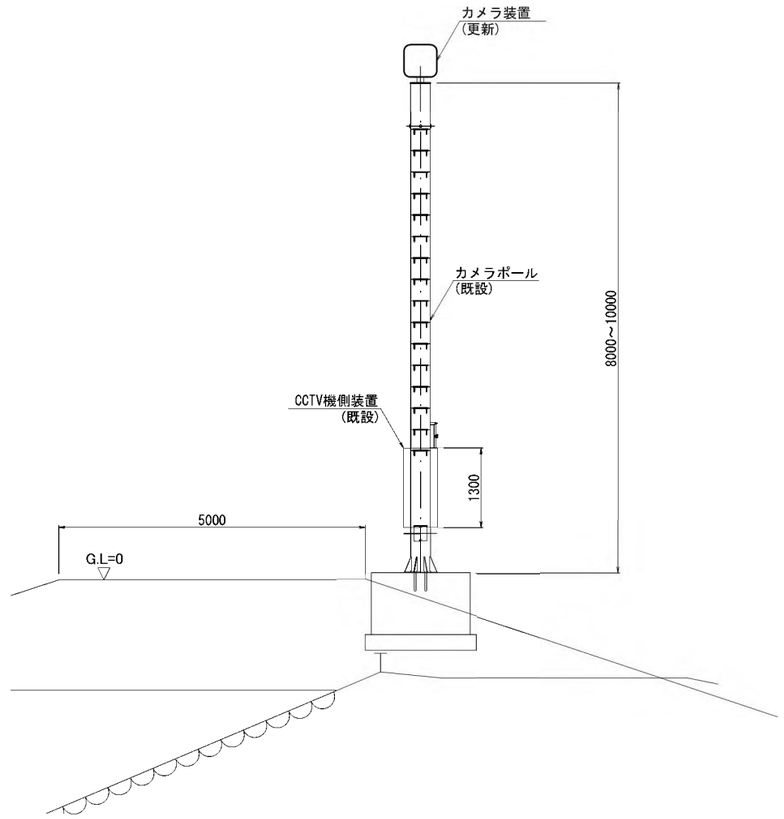
注記：宿河原堰(右岸)はRPR撤去を行わない。

更新系統図



注記：装置間のケーブルは当初では見込んでいないため別途協議とする。

カメラ装置据付姿図 S=1:50



凡　例

- ：撤去機器
- ：更新機器
- ：既設機器
- ：既設配線

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7京浜河川管内CCTV設備他更新工事		
図面名	カメラ設備更新参考図 (CCTV･ネットワーク設備更新)		
作成年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮尺	1/50	図面番号	参考図－3
会社名			
事業所名	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所		